

健康福祉部 目標

【概要】

健康福祉部は、社会福祉課・福祉の窓口課・子育て支援課・介護福祉課・健康づくり課・国民健康保険課の6課で構成し、地域福祉、生活保護、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、健康づくり、保健及び医療に関する施策に取り組んでいます。

健康福祉部の目標（令和2年度）	健康福祉部長 坂本 秀則
【基本方向】	
<p>市民が健康でいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりのために、各課が連携し、福祉に関する相談窓口のワンストップ化、子育て環境の更なる充実、健康長寿のための各種施策を実施し、それぞれのライフステージにおける支援の充実を図ります。また、生活困窮世帯に対して学習支援を実施するとともに生活保護の適正実施に努めます。</p>	
【達成すべき目標】	【目標の達成度】
1 第11回特別弔慰金の円滑な受付 支給対象者である遺族の高齢化に伴い、十分な周知を図るとともに、受付場所を市内に数箇所設けることで、対象者の負担を軽減し、申請手続きが円滑かつ確実にこなされる受付事務を目指します。	1 第11回特別弔慰金の円滑な受付 市ホームページ、広報、区長回覧のほか、個別通知による周知を行うとともに、特設受付場所を市内に3箇所、複数日設け、対象者の負担軽減を図りました。 申請件数396件は、対象者見込件数を超える状況であり、適切な周知の下、円滑かつ確実な受付事務が行えました。
2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定 市内の障がいのある方を対象として「障害福祉に関するアンケート」を実施し、国の基本指針に即すとともに、アンケート結果を踏まえた計画を策定します。	2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定 国の示す調査票例に市独自の設問を多数加えるなど工夫を凝らしてアンケート調査票を作成し実施しました。アンケート調査票の回収率は55.8%となり、過去最高の回収率を達成しました。また、初めて事業者ヒアリング調査も実施しました。 計画書は、上記のアンケート結果報告書のまとめから新たに「重点施策」を設定、サービスの展開方策では、今期計画の課題や取り組みの方向性を整理し、従来の記載方法を大幅に見直して作成しました。
3 施設の老朽化、需要の減少予測に基づく、公立保育所の適正配置 公立保育所では定員に対し充足率が低い状態が続いており、適正規模の保育が実	3 施設の老朽化、需要の減少予測に基づく、公立保育所の適正配置 公立保育所再配置に係る基本方針に基づき、公立保育所再配置計画たたき台を作

施出来るよう、再配置を検討します。

4 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定

令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とする第8期事業計画を策定するにあたり、前年度実施したアンケートの分析、現在のサービス量や介護認定者の介護度の変更事由の分析を行い、素案を作成し、庁内検討会議やパブリックコメントを通して、計画を策定します。

5 歯、口腔保健の推進

歯科衛生士が乳児検診の段階から各種検診等で講座を開き、口腔衛生の重要性を啓発します。また、同様に学校や保育所等で口腔衛生の重要性を伝え、未処置歯のある児童・生徒の割合を減少させていきます。

6 18歳以下の国民健康保険税均等割額の減額の実施

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額を引き続き減額します。

成し、子ども・子育て会議で意見を聴取しました。

今後は、引き続き子ども・子育て会議で意見を聴取し、公立保育所再配置計画(案)を決定し、パブリックコメントを実施する予定です。

4 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定

庁内検討会議を3回開催し、事業計画に係る検討を行い、パブリックコメントを令和2年12月に実施しました。

令和3年2月介護保険運営協議会において計画についての承認を受け、令和3年3月1日に計画を策定しました。

5 歯、口腔保健の推進

新型コロナウイルスの感染防止対策を実施しながら、6月から各種乳幼児健診やカナリエ等において、歯科衛生士による歯科指導を実施し、口腔衛生の重要性をお知らせしました。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、小学校等への訪問指導は困難でありましたが、来年度は、学校と協議調整し、感染防止図りながら、児童への歯科指導に取り組んでいきたいと考えています。

6 18歳以下の国民健康保険税均等割額の減額の実施

18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額の30%相当額の減額を適正に実施しました。

社会福祉課 目標

【概要】

社会福祉課は、社会福祉係・生活福祉係の2係12名で構成し、地域福祉、障がい者の手当や医療費助成等、生活困窮者への支援及び生活保護に取り組んでいます。

社会福祉課の目標（令和2年度）	社会福祉課長 中山 貴弘
【基本方向】	
<p>高齢者、障害者、低所得者が安心して暮らせる地域づくりを構築するため、要援護者地域見守り事業の拡充、障がい者の手当等の適正な支給、生活困窮世帯への学習支援及び生活保護の適正実施等に取り組めます。</p>	
【達成すべき目標】	【目標の達成度】
<p>1 第11回特別弔慰金の円滑な受付 支給対象者である遺族の高齢化に伴い、十分な周知を図るとともに、受付場所を市内に数箇所設けることで、対象者の負担を軽減し、申請手続きが円滑かつ確実にされる受付事務を目指します。</p>	<p>1 第11回特別弔慰金の円滑な受付 市ホームページ、広報、区長回覧のほか、個別通知による周知を行うとともに、特設受付場所を市内に3箇所、複数日設け、対象者の負担軽減を図りました。 申請件数396件は、対象者見込件数を超える状況であり、適切な周知の下、円滑かつ確実な受付事務が行えました。</p>
<p>2 福祉避難所の運営マニュアルの策定 関係機関と協議し、問題点を洗い出した上で、設置場所、運営方法及び入所の判断基準等を具体的に検討し、作成します。</p>	<p>2 福祉避難所の運営マニュアルの策定 防災安全課の富津市地域防災計画が見直し作業中であるため、先に福祉避難所協定施設に対する要配慮者受入れ調査を実施し、災害時に対応できる体制を確保しました。 現在、改正後の富津市地域防災計画、災害救助法、福祉避難所の確保・運営ガイドライン等を勘案した、福祉避難所設置・運営マニュアル（素案）が完成し、庁内関連部局への説明会を実施しました。今後、庁内及び関係機関との協議を進め、令和3年度7月中の完成を見込んでいます。</p>
<p>3 要援護者地域見守り事業の推進 要援護者地域見守り事業の登録者を増加させるため、民生委員や関係機関と連携を図り、市民に制度内容を周知することで、地域ぐるみで要援護者を支え合う地域づくりを目指します。</p>	<p>3 要援護者地域見守り事業の推進 従来からの事業周知、民生委員や関係機関と連携強化に努め、登録者数は、昨年度と比較し増加となりました。 また、本事業のより良い仕組みづくりの調査研究を進めるため、NTTテレコン株</p>

<p>4 子どもの学習支援事業</p> <p>生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに子どもの高等学校等への進学又は将来における安定就労に繋げ、もって貧困の連鎖を防止することを目標とする。本年度は、中学生及び小学生（小学4年生から小学6年生）を対象に学習支援を実施します。</p> <p>5 生活保護の適正実施（後発医薬品の使用推進）</p> <p>生活保護開始時及び生活保護世帯への家庭訪問時にパンフレットを配布し説明するとともに、病院、薬局へ後発医薬品の使用推進を依頼するなど積極的にアピールすることで本年度使用率90%以上を目指します。</p>	<p>式会社と、高齢者支援に関する包括連携協定を締結しました。</p> <p>4 子どもの学習支援事業</p> <p>本年度は生活困窮世帯の小学4年生から中学生に対して、学習支援、居場所の提供等を実施し、結果、高等学校への進学率は100%という実績でした。</p> <p>利用者は、16名(昨年度)から29名(今年度)に増加したものの、潜在的な支援を要する対象者が更に見込まれることから、来年度においては関係機関との連携により周知方法等の工夫を図り、より多くの対象者へ支援を広げていきます。</p> <p>5 生活保護の適正実施（後発医薬品の使用推進）</p> <p>生活保護世帯には家庭訪問時に、使用率の低い薬局には訪問し、ジェネリック医薬品の使用促進に係るパンフレットを配布、依頼をした結果、令和2年12月診療分では使用率90.8%となり、目標を達成しましたが、引き続き維持できるよう取り組みます。</p>
--	---

福祉の窓口課 目標

【概要】

福祉の窓口課は、福祉の窓口係の1係10名で構成し、福祉に関する相談窓口のワンストップ化、障害者手帳の交付進達、障害福祉サービスの認定・支給、DVや各種虐待への対応などを担っています。

福祉の窓口課の目標（令和2年度）	福祉の窓口課長 木村 美文
【基本方向】 第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）の基本目標の達成に向けた取り組みと富津市の実情に即した次期計画を策定します。また、DV・虐待防止計画の推進と子どもとその家庭及び妊産婦の福祉に関する支援の推進に取り組みます。	
【達成すべき目標】 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定 市内の障がいのある方を対象として「障害福祉に関するアンケート」を実施し、国の基本指針に即すとともに、アンケート結果を踏まえた計画を策定します。 2 子どもとその家庭及び妊産婦の福祉に関する支援の推進 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。 3 富津市DV・虐待防止計画に基づく取組の実施 DV・虐待の根絶に向けた啓発のため	【目標の達成度】 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定 国の示す調査票例に市独自の設問を多数加えるなど工夫を凝らしてアンケート調査票を作成し実施しました。アンケート調査票の回収率は55.8%となり、過去最高の回収率を達成しました。また、初めて事業者ヒアリング調査も実施しました。 計画書は、上記のアンケート結果報告書のまとめから新たに「重点施策」を設定、サービスの展開方策では、今期計画の課題や取り組みの方向性を整理し、従来の記載方法を大幅に見直して作成しました。 2 子どもとその家庭及び妊産婦の福祉に関する支援の推進 家庭総合支援拠点の設置に向け、県内の先進市の調査・研究を行い、年末には関係機関を集め、外部講師を招いた研修を行うことで本事業に関する共通認識を図ることが出来ました。 令和3年度からは、係が新設されるなど設置に向けた準備を整えることが出来ました。 3 富津市DV・虐待防止計画に基づく取組の実施 新型コロナウイルス感染症対策のため、

出前講座を年6回実施します。

また、DVへの迅速かつ的確な対応を統一的に図るため、国・県のDV対応マニュアルを参考に市のDV対応マニュアルを作成します。

4 第3次基本計画及び第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）の推進

令和3年度からの地域生活支援拠点の整備に向け、構成する事業者及び実施業務を障害者総合支援協議会において協議を行い決定します。

また、令和3年度からの基幹相談支援センターの設置に向け、業務内容を障害者総合支援協議会において協議を行い決定し、委託業者をプロポーザル方式により選定します。

予定回数の出前講座を実施出来ませんでした。

また、DV対応マニュアル策定に伴う関係機関との連携協議も不可となったことが影響し、代替え対応するなど工夫を進めていましたが、策定することができませんでした。次年度早急に策定します。

4 第3次基本計画及び第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）の推進

令和3年度からの地域生活支援拠点の整備に向け、市内の主な事業所と調整を行いました。事業開始時は、全ての機能を同時に開始することは困難であることから、順次、機能を整備していきます。

また、基幹相談支援センターにつきましては、令和3年4月の設置に向け、プロポーザル方式により業者を選定しました。

子育て支援課 目標

【概要】

子育て支援課は、子ども家庭係・保育係の2係9名と7保育所、地域交流支援センターで構成し、各種手当の支給や医療費の助成、就労世帯の保育にかける児童を保育所で保育し、また、各種の子育て支援事業や相談窓口を設置するなど子育ての支援を行っています。

令和2年度からは子育て支援センターと病後児保育室を併設する地域交流支援センターの供用を開始し、きめ細かな子育て支援に取り組んでいます。

子育て支援課の目標（令和2年度）	子育て支援課長 中山 淳子
【基本方向】 安心して子育てができ、子どもたちの笑顔があふれ、子育てが喜びとして感じられるまちづくりを目指します。	
【達成すべき目標】 1 施設の老朽化、需要の減少予測に基づく、公立保育所の適正配置 公立保育所では定員に対し充足率が低い状態が続いており、適正規模の保育が実施出来るよう、再配置を検討します。 ・令和2年度 子ども・子育て会議にて審議 ・令和3年度 案決定→パブリックコメント→計画策定→再配置実施 2 放課後児童クラブの量的拡大及び質の確保 待機学童の多い青堀小学校区での受入れ数を増やすため、新設、拡大を働きかけるとともに、未設置の小学校区解消を目指し、新規開設希望者を支援します。 3 第Ⅱ期子ども・子育て支援事業計画の推進 「子育てしやすいまち日本一」を目指し、着実な計画掲載事業の実施に努め、きめ細やかな支援策に取り組みます。	【目標の達成度】 1 施設の老朽化、需要の減少予測に基づく、公立保育所の再配置 公立保育所再配置に係る基本方針に基づき、公立保育所再配置計画たたき台を作成し、子ども・子育て会議で意見を聴取しました。 次年度は、引き続き子ども・子育て会議の意見を聴きながら公立保育所再配置計画（案）を決定し、パブリックコメントを実施する予定です。 2 放課後児童クラブの量的拡大及び質の確保 青堀小学校区では、待機児童解消のため既存クラブの施設整備に対し補助を行い、受入児童数を増やすことができました。また、新規開設希望者に対し支援を行い、未設置の小学校区解消を実現しました。 3 第Ⅱ期子ども・子育て支援事業計画の推進 子育て短期支援事業の実施に向け、受託事業者の確保ができず、実施に至りませんでした。妊娠期からつながり続け、弧育てを防止するための新たな取組として「ふつつ子育てきずなLINE」の配信を開始し、子育て応援きずな事業の拡充を図りまし

4 児童遊園地・子どもの遊び場の管理運営の見直し

保護者の求める「公園」とはどのようなものか実態を把握するため、ワークショップを開催します。あわせて、施設の整備・PRを行います。

た。

4 児童遊園地・子どもの遊び場の管理運営の見直し

利用者の多い児童遊園地等に遊具を設置し、SNS等でPRを行いました。

今後は、ワークショップを開催し、公園を通してコミュニティの活性化につながるような整備を進めます。

介護福祉課 目標

【概要】

介護福祉課は、介護福祉係・高齢者支援係の2係16名で構成し、介護保険業務と高齢者福祉業務に取り組んでいます。

介護福祉課の目標（令和2年度）	介護福祉課長 池田 剛和
【基本方向】 高齢者や介護を必要とする人が高齢者を支えるサービスや介護サービスを利用することにより、住み慣れたまちで安心して暮らし続けられる環境を整えます。	
【達成すべき目標】 1 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定 令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とする第8期事業計画を策定するにあたり、前年度実施したアンケートの分析、現在のサービス量や介護認定者の介護度の変更事由の分析を行い、素案を作成し、庁内検討会議やパブリックコメントを通して、計画を策定します。 2 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進 「保険者機能強化推進交付金」の評価指標となる事業について、昨年度獲得した319点以上を目指し、計画を推進します。 また、介護保険運営協議会では、事業を担う地域包括支援センター業務がより実効性のある体制となるよう、確認・評価を行います。 3 フレイルチェックによる予防事業普及啓発 介護予防の取り組みとして、健康な状態から要介護状態へ移行する段階「フレイル」を早期に発見、対策を行うことで要介護状態に陥るリスクを減らすことができるとされており、フレイルチェック（測定）を行うフレイルサポーターの養成講座、講演会を開催します。	【目標の達成度】 1 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定 庁内検討会議を3回開催し、事業計画に係る検討を行い、パブリックコメントを令和2年12月に実施しました。 令和3年2月介護保険運営協議会において計画についての承認を受け、令和3年3月1日に計画を策定しました。 2 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進 令和2年度保険者機能強化交付金は、1,575点中828点（平均点742点）を獲得し、昨年度の点数（692点中319点/平均点383点）を上回りました。今後も各事業を積極的に推進し、点数に反映できるよう努めます。 また、介護保険運営協議会を4回開催し、地域包括支援センター業務等について、概ね適切に実施された旨、介護保険運営協議会において確認・評価されました。 3 フレイルチェックによる予防事業普及啓発 フレイル予防市民講演会（8月23日）の実施に向け準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染を防ぐため、8月の開催は中止としました。年度内での実施を計画していましたが、2度目の緊急事態宣言発令により、今年度は行うことができませんでした。これに伴い、フレイルトレーナ

4 生活支援体制の整備

マッチング事業で協働の関係が築かれた埼玉県立大学教授のコーディネートによる、生活支援コーディネーターや協議体の方々を集めた意見交換会を継続して実施します。第8期介護保険事業計画における基礎調査(ニーズ調査)の結果を分析し、地域の高齢者の困りごとの解決に向けた住民主体の支えあい活動が進むよう、意見交換会等を通じて働きかけていきます。

一養成研修及びフレイルサポーター養成講座の実施も行うことができませんでした。

4 生活支援体制の整備

生活支援体制づくりの中心的な役割を担う生活支援コーディネーターと意見交換を行い、活動報告の共有を行いました。また、コーディネーターからの提案によりウォーキングや犬の散歩時に地域の見守りをお願いするポスター等を作成し、地域の見守りを強化しました。

7月と3月には、生活支援コーディネーターや地域の民生委員、区長、ケアマネジャー等が参加する地域の支えあいの体制づくり会議を行いました。

健康づくり課 目標

【概要】

健康づくり課は、健康づくり係・特定健診係の2係17名で構成し、市民の健康づくり支援に取り組んでいます。

健康づくり課の目標（令和2年度）	健康づくり課長 藤寄 勉
【基本方向】	
<p>市民一人ひとりが健康に暮らせるよう各種健康増進事業や特定健康診査等事業を実施するとともに、妊娠期から子育て期までを通した切れ目のない、きめ細やかな母子支援に取り組めます。</p>	
【達成すべき目標】 1 歯、口腔保健の推進 歯科衛生士が乳児検診の段階から各種検診等で講座を開き、口腔衛生の重要性を啓発します。また、同様に学校や保育所等で口腔衛生の重要性を伝え、未処置歯のある児童・生徒の割合を減少させていきます。 2 ロタウイルス感染症の予防対策の推進 10月から定期接種となるロタウイルスワクチンの接種について、積極的な周知を行い、乳児のロタウイルスによる胃腸炎を予防します。 3 妊娠・出産包括支援事業の推進 心身のケアや育児のサポートなど産後に支援が必要な母子のために、産後ケア事業を実施し支援体制を推進していきます。	【目標の達成度】 1 歯、口腔保健の推進 新型コロナウイルスの感染防止対策を実施しながら、6月から各種乳幼児健診やカナリエ等において、歯科衛生士による歯科指導を実施し、口腔衛生の重要性をお知らせしました。 今年度は、新型コロナウイルスの影響により、小学校等への訪問指導は困難でありましたが、来年度は学校と協議調整し、感染防止図りながら、児童への歯科指導に取り組んでいきたいと考えています。 2 ロタウイルス感染症の予防対策の推進 本接種の開始に向け、出生届時や2か月児訪問時などでお知らせするとともに、広報紙やホームページへの掲載、対象者への個別通知などで勧奨を図りました。また、満2か月の未接種者に対しては再勧奨を実施するなど、積極的な周知を図りました。 3 妊娠・出産包括支援事業の推進 妊婦等からの相談時や面談時に、出産後の育児等に対し不安を抱える母に対し、本サービスを紹介した中で、2件のサービス利用があり、支援につなげることができました。

4 データヘルス計画の推進

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の4市及び医師会との協議により導入される腎臓病地域連携パスを活用し、円滑に医療機関との連携を推進し、慢性腎臓病（CKD）重症化予防に取り組めます。重症化予防対象者の保健指導の実施に努め、保健指導の実施率を前年度と同様の率（令和元年度：84.8%）を目標に活動を展開します。

4 データヘルス計画の推進

腎臓病地域連携パスを活用し、かかりつけ医や専門医など、円滑に医療機関と連携が図れ、保健指導や適切な医療につながられました。また、新型コロナウイルスの影響はありましたが、重症化予防対象者の保健指導を、感染防止を図った訪問指導や個別指導、電話などで実施しました。

国民健康保険課 目標

【概要】

国民健康保険課は、国民健康保険係・後期高齢者医療係の2係12名で構成し、国民健康保険及び後期高齢者医療の推進に取り組んでいます。

国民健康保険課の目標（令和2年度）	国民健康保険課長 花田 康宏
【基本方向】 市民が生涯を通じ、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けられるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療制度での保険事業を実施します。	
【達成すべき目標】 1 国保広域化の適正な事務執行 国民健康保険は、持続可能な医療制度を確保するため、広域化となっていますが、財政運営主体となる千葉県と連携し、引き続き適正な事務執行を行います。 2 18歳以下の国民健康保険税均等割額の減額の実施 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額を引き続き減額します。 3 保険者努力支援制度（後発医薬品の使用促進等）による財源確保 糖尿病等の重症化予防の取組、保険税の徴収率の向上に関する取組、後発医薬品の使用促進の取組等を他部局と連携して実施し、保険者努力支援制度を着実に推進し、財源の確保を図ります。 4 後期高齢者医療保険料徴収率向上や保険給付の適正な実施 口座振替の推進や、未納者に対する電話催告、滞納処分等を執行し、徴収率の向上を目指すとともに、制度をきめ細かく周知し、保険給付を適正に実施します。	【目標の達成度】 1 国保広域化の適正な事務執行 運営主体である県の通知に基づき、市として適正な事務を執行しました。 2 18歳以下の国民健康保険税均等割額の減額の実施 18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額の30%相当額の減額を適正に実施しました。 3 保険者努力支援制度（ジェネリック医薬品の使用促進等）による財源確保 保健指導やジェネリック医薬品使用促進による医療費適正化の取組、保険税の徴収率の向上に関する取組を他部局と連携して実施することにより、特別交付金（保険者努力支援制度分）の交付を受け財源を確保しました。 4 後期高齢者医療保険料徴収率向上や保険給付の適正な実施 新規資格取得者へ口座振替の勧奨や、納め忘れによる未納者への電話催告及び滞納繰越がある累積未納者に対して納付相談等を実施しました。 新型コロナウイルス感染症に関連する支援制度についてホームページ、チラシ等を活用し、速やかな周知を行いました。

また、令和元年台風15号等により罹災した被保険者に対し、一部負担金減免申請の個別勧奨を行いました。